

茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂版）（素案）の概要

(1) 計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）第8条に基づき、神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて市域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するもの。

(2) 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

(3) 対象となる感染症

- ・新型インフルエンザ及び過去に世界で流行した再興型インフルエンザ
- ・新感染症（未知の感染症）のうちその感染力の強さから新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

(4) 行動計画の構成

第1章 総論（はじめに）

特措法の制定、取り組みの経緯、本市における行動計画策定経緯、計画の対象範囲

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

目的及び基本的な戦略、基本的考え方、対策実施の留意点、被害想定、役割分担

第3章 各段階における対策

発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策

(5) 「発生段階」に沿った「主要6項目」

○発生段階・・・「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」

○主要6項目・・・「ア 実施体制」、「イ サーベイランス・情報収集」、「ウ 情報提供・共有」、「エ 予防・まん延防止」、「オ 医療」、「カ 市民生活及び地域経済の安定の確保」

未 発 生 期	状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスがヒトに感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況
	主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等の初動体制の確立や発生時に備えた対策の準備 ・国、県及び関係機関等からの情報収集 ・特定接種や住民接種の体制構築 ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置準備など、発生時の患者受入に備えた医療体制の整備（寒川町域含む）
海 外	状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況

発生期	主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議を開催し、市の対策を検討 ・新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始（寒川町域含む） ・市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、今後必要となる対策等について、情報提供及び注意喚起 ・コールセンターの設置 ・帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置（寒川町域含む） ・特定接種を開始、住民接種の準備
県内未発生期	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
	主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・（国の緊急事態宣言があった場合）茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置 ・患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化（寒川町域含む） ・患者の臨床情報を収集し、医療機関へ情報提供（寒川町域含む） ・帰国者・接触者相談センターを24時間体制に強化（寒川町域含む） ・引き続き特定接種を進め、住民接種を開始 ・市民、事業所等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗いなどの感染対策等を勧奨 ・学校等に対し、臨時休業などを適切に行うよう要請
県内発生早期	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
	主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県からの情報や、患者の臨床情報を医療機関に提供（寒川町域含む） ・市民、事業所等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗いなどの感染対策等を勧奨 ・学校等に対し、臨時休業などを適切に行うよう要請 ・患者が発生した場合は、濃厚接触者等への指導や感染症指定医療機関等への搬送（寒川町域含む）
県内感染期	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む ・地域によって状況が異なる可能性がある
	主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び患者の入院措置を中止し、一般の医療機関において診療を実施（寒川町域含む） ・入院治療は重症患者を対象とし、その他の患者は、在宅での療養を要請（寒川町域含む） ・食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ ・埋葬・火葬における特例措置
小康期	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況
	主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の廃止 ・コールセンター等の縮小 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める（寒川町域含む） ・第二波に備え、住民接種を進める